

令和6年度 第3回 あきる野市成年後見制度利用促進協議会

議 事 要 旨

1 開催日時

令和6年12月16日（月） 午後2時00分～午後3時25分

2 開催場所

秋川ふれあいセンター2階 会議室

3 出欠席

出欠	氏名	所属
出席	○ 秦 英準	おおだけ法律事務所
出席	◎ 渡辺 智弘	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 東京支部
出席	岡田 由季子	権利擁護センターぱあとなあ東京
出席	植田 宏樹	秋川病院
出席	坂原 麻美子	公立阿伎留医療センター
出席	大久保 順	中部高齢者はつらつセンター
出席	加藤 文彦	社会福祉法人緑水会 あきる野市障がい者基幹相談支援センター
出席	篠田 憲秀	社会福祉法人 SHIP 障がい者相談支援センターいまここ
出席	金澤 孝雄	あきる台病院指定居宅介護支援事業所

◎:会長 ○:副会長

事務局：〔市〕 宮崎福祉総務課長、田中福祉総務係長、福祉総務係坂本
障がい者支援課障がい者相談係山崎係長、久野木主事
高齢者支援課高齢者支援係原主任

〔中核機関〕 社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会
榊原生活支援課長、相談支援係安江係長、石山主事

傍聴者：なし

4 内容

1 開会

2 挨拶

3 報告事項

(1) あきる野市成年後見制度利用促進計画策定のためのアンケート調査結果について

(2) あきる野市成年後見制度利用促進計画の策定について

4 協議事項（非公開）

(1) あきる野市における成年後見制度の利用に関する課題について

5 その他

6 閉会

【資料】

- 資料1 あきる野市成年後見制度利用促進計画策定のためのアンケート調査 集計結果
- 資料2 概要版（案）あきる野市地域保健福祉計画
- 資料3 地域保健福祉計画（案）抜粋
- 資料4 支援してくれる親族がおらず、収入が少額で持ち家を持っている方の今後の支援について（非公開）
- 資料5 親族の支援が受けられず、将来に備える制度やサービス等に結びつかないケースについて（非公開）

5 議事録（発言の主な内容）

1 開会 福祉総務課長

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。令和6年度第3回あきる野市成年後見制度利用促進協議会を開催いたします。議題に入るまで本日の進行を務めさせていただきます、福祉総務課長の宮崎でございます。よろしく願いいたします。

本日、委員全員の出席を賜っております。このため、この会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、本日の協議会の開催に当たりまして、開催告知と傍聴についてのお知らせを12月9日、市のホームページに掲載いたしました。しかしながら、本日の開催予定時刻までに傍聴希望はございませんでしたので、本日の傍聴者はございません。なお、同ホームページで、今回の委員会の資料、及び議事録の公開も行って参りますことを、合わせてご報告させていただきます。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

それでは改めまして、渡辺会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 挨拶 渡辺会長

会長の渡辺です。利用促進法が平成28年に施行されて8年経ちますが、あきる野市も制度が少しずつ充実してきていると感じます。まだまだ議論するところもあります。また今日は委員の全員参加ということで、ぜひ色々なご意見をよろしくお願いいたします。

福祉総務課長

ありがとうございました。それでは、協議会設置要綱の第9条第2項で「会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますので、ここからの議事進行は渡辺会長をお願いいたします。渡辺会長、どうぞよろしくお願いいたします。

3 報告事項

(1) あきる野市成年後見制度利用促進計画策定のためのアンケート調査結果について

会長 はじめに、(1) あきる野市成年後見制度利用促進計画策定のためのアンケート調査結果について、ということで、まずは事務局より説明をお願いいたします。

事務局 福祉総務係の田中です。まず資料の確認をさせていただきます。事前にメールで配布した資料として、本日の次第、資料1 あきる野市成年後見制度利用促進計画策定のためのアンケート調査の集計結果、資料2 概要版（案）あきる野市地域保健福祉計画、資料3 地域保健福祉計画（案）抜粋、当日配布した資料として、資料4 支援してくれる親族がおらず、収入が少額で持ち家を持っている方の今後の支援について、資料5 親族の支援が受けられず、将来に備える制度やサービス等に結びつ

かないケースについて、ということで本日の資料になります。過不足ございませんでしょうか。

資料1をご覧ください。あきる野市成年後見制度利用促進計画策定のためのアンケート調査の結果について、ご報告いたします。

市内の居宅介護支援事業所及び計画相談の事業所につきましては、成年後見制度に関するアンケート調査にご協力いただきありがとうございました。アンケートの集計結果についてご報告いたします。市内の居宅介護支援事業所13事業所中11事業所、計画相談事業所7事業所中6事業所からご回答いただきました。こちらのアンケートを集計させていただいて、見えてきた部分についてご説明をさせていただきます。

やはり各事業所においては、成年後見制度や相談窓口の認知度は高く、実際に相談を受けたこともあり、適切な相談機関につないでいただいていることがわかりました。特に中核機関である社会福祉協議会につないでいるという回答が多く、中核機関としての認知度も高いと言えるのではないかと考えております。

また、高齢者に比べて障がいのある方については、成年後見制度を利用している人を担当しているケースが多いということがわかりました。在宅生活を継続するに当たって様々な場面があり、本人及び後見人等と権利擁護の視点をもって進めていく必要があり、チームでの支援が必要なケースも多いということがわかります。

高齢者のケースについては、本人や家族の同意を得ることが難しい状況が多く見られ、急な入院や入所などによりスピード感が求められることもあるため、手続の煩雑さ、時間がかかることなどが、申立て自体のハードルを高くしている状況が見られます。

また、成年後見制度に関する施策については、皆様の関心が高いこと、期待が高いことがわかります。基礎的な知識はもちろん、グレードアップした内容についても定期的に地道に継続していくことが、大切だと感じたところです。こういった回答内容について、成年後見制度利用促進計画に盛り込ませていただきました。今後の中核機関の事業運営にも活かしていけるよう共有していきたいと思っております。資料1の説明は以上です。

会長
委員

資料1についてご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

アンケート問2について、居宅介護支援事業所と障がい計画相談事業所とでは、専門職の人数や担当ケース数に差があるように思います。この結果の数字を見ると、障がい計画相談事業所が大変な状況なのかなと感じますがどうでしょうか。実情など知っていたら教えてください。

事務局

確かにこの数字を見ると1人あたり、専門職の方が持っている件数がとても多いということがわかります。

障がい者支援係

自立支援協議会という会議体を持っておりまして、相談部会いわゆる事業所のメンバーが集まり相談の状況などについて会議をしていくのですが、実情人数が少なく担当の件数が多いということは聞いています。何か対策ができるように、その都度話し合いながら進めていくようにしています。

委員

居宅介護支援事業所については、分かりやすくいうと毎月30件ぐらいモニタリングやプラン変更をしていて、障がい計画相談事業所については、モニタリングの期間が3ヶ月、半年という期間になるので、毎月は30件ぐらいで同じですが、登録人数が多くなるということになっています。結果としては同じくらいかなと思います。

事務局 40件以上にケースが増えると減算になるとか、状況が変わってくることもあるかもしれませんが、いずれにしても人材不足であることに間違いのない状況で、何か対策をとっていかないといけないと思います。

会長 少なくとも適正な人数とは思っていないのでしょうか。

事務局 ギリギリなところかと思います。

障がい者支援係 適正でないことはないけれども、件数が多くなってきている状況です。

事務局 障がいも高齢もケース数は増えていますが、ただ働いていただく方は増えてはいかないというのが現状です。

会長 居宅介護支援事業所よりも対象になるケースの人数の増え方の方が多いということでもよろしいでしょうか。それは高齢者も同じでしょうか。

高齢者支援係 アンケートの方は80パーセント強でご回答いただいております。具体的な数字で申し上げますと、7月1日時点で当市のケアマネさんが65人、担当ケース数は32件ぐらい毎月あるという状況です。包括支援センターの方で要支援者を、居宅介護支援事業所で要介護者を持っていただいている状況ですが、やはり人材としては足りない状況で、1人あたりで持っている件数が増加しているということは喫緊の課題となっているところです。人材不足に比例して、利用者の方がどんどん増えているということは、障がい分野でも高齢分野でも同じ状況です。

委員 モニタリングはそうであっても、件数1件ごと関わっていることが考えられると、事業所の負担がなかなか大きいのかなと思います。地域連携ネットワークという部分で、本人を取り巻くチームとどう連携をとっていかうかが重要なことで、後見人も実施していかなければいけないと思います。ケアマネジャーさんが毎月1回のモニタリングをしているというところでは、連携がとりやすいのかなと思います。それに比べて3ヶ月、半年に1回となると後見人としても苦労されているのではないかと思います。

アンケート全体を通しての質問になりますが、問5の9番について、頻回な訪問による本人の意思決定支援とありますが、意思決定支援のみで良いと思います。頻回な訪問と書くと、必要なケースとそうでないケースがあるので、市民後見人においては期待される場所ではあるかと思いますが、このアンケートの選択肢の中では気をつけていただきたい部分だと思います。

一方で問8の2番については、どんな相談があったかという質問に関して、色々な相談があって、成年後見制度で賄う必要があるかどうかについてもあるかだと思います。例えば、医療行為の同意という項目はなかなか厳しいということがあるけれども、そこに関して相談があったという風に考えるとすれば、成年後見制度外においても、成年後見制度に絡めた相談があったということで、どういう風に相談を受けている方がいらっしまったのか、どうお考えになったのかということは気になる場所ではあります。

事務局 ご意見ありがとうございます。今回のアンケートについては、現場で働く方のところにどんな相談が入ってくるのかなというところをざっくりばらんに聞いたところもあり、少し言葉が足りなかったということは反省している部分です。このようなアンケートをとるのは初めてのことでしたが、今後色々な機会を設けてご意見を伺ったり、後見業務以外の相談をどれぐらい受けていらっしまったらとか、そういった部分についても把握できたらと思っております。また皆さんからご意見をいただければと思います。ありがとうございました。

会長

質問に対しての回答をそのまま書くことによって、後見制度の理解度が分かってくるかもしれないので、そのあたりはまた検討してください。他になければ、資料1についてはこれで終わります。

(2) あきる野市成年後見制度利用促進計画の策定について

続いて、(2) あきる野市成年後見制度利用促進計画の策定について、資料2、資料3の説明を事務局からお願いいたします。

事務局

それでは、資料2をご覧ください。前回の会議でもご説明いたしましたが、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」とされています。

このことからあきる野市の現在の地域保健福祉計画の改定に合わせて、成年後見制度利用促進計画について包含し、一体的に策定しております。現在、資料2、3のとおり、基本理念を「みんなが支え合い、育ち合うまち」として地域保健福祉計画(案)がまとまりましたのでご報告いたします。

1ページめくって2ページ目をご覧ください。

基本目標の1として「ゆるやかにつながるまちをめざそう」、基本目標の2として「誰ひとり取り残さないまちをめざそう」と設定しております。

右側のページ、3ページ「計画の体系」をご覧ください。

基本目標2に対する施策2「多様な支援の推進」の「施策の展開」として、「成年後見制度の利用促進」と項目を設け、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進計画として位置付けることとし、計画期間も地域保健福祉計画と併せて「令和7年度から令和11年度」の5年間といたします。

4ページ以降は、それぞれの施策について掲載しており、7ページに施策の展開③として「成年後見制度利用促進計画」を位置付けております。参考にご覧いただければと思います。

それでは、「資料3 あきる野市地域保健福祉計画(案)(抜粋)」をご覧ください。計画書の抜粋となります。

前回の会議でいただいたご意見をもとに修正を行っております。リード文の「高齢者等」となっていた部分について、「障がい者」の方の状況についても明記いたしました。

また、「市民ができること」の中に、自分のことだけでなく周りの人の権利擁護の視点を入れたらどうか、とのご意見いただきましたので、表現を加えさせていただきました。

また、「市が取り組むこと」のⅠのウ「中核機関のコーディネート機能の強化」について、法律という表現ではなく「司法」に変更いたしました。Ⅱのイ「市民後見人の養成」について、まずは養成の検討を先に、フォローアップを後に順番を変更いたしました。

また、「中核機関」と「社会福祉協議会」の関係性が分かりにくいとのご意見がございましたので、コラムとして説明を掲載いたしました。ここで社会福祉協議会の成年後見の窓口を相談支援係で受けてくださっていますが、分かりやすくするため、「成年後見センターあきる野」と来年4月から名称が変更する方向で検討していただいております。そのあたりについても社協と調整しながら計画書と併せて修正していきたいと思っております。主な修正点は以上でございます。

このあと、年明け1月15日から2週間のパブリックコメントの期間を経て令和7年3月に発行となる予定でございます。説明は以上です。

会長
委員

資料2、資料3について、ご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

修正していただいた市民後見人の養成のところは、修正していただいて良かったと思いますが、唐突にフォローアップが出てくるなという感じがしました。市民後見人の養成については検討していくと、養成後にはフォローアップを検討していくと表現した方が分かりやすいのかなと思いました。資料2について、重層的支援体制整備の部分が6ページあたりの内容かと思います。その部分について参加視点が記載があまりなかったかなと思います。重層の中の一権利擁護視点というところに組み込まれるもので後見制度も単体であるわけではなく、包括的な相談体制の中に組み込まれるべきだとなっておりますから、そういう意味では参加視点が入るとよりいいかなと思ったところです。

事務局

ご意見ありがとうございます。重層的支援体制整備事業の話になりますが、大きく包括的相談事業は基本目標2に組み込んでいます。参加視点と地域づくりにつきましては基本目標1の施策の(1)と(2)両方に組み込んでいる形になっております。はっきりと参加視点や重層的支援体制整備事業の言葉を使ってはいませんが、そのあたりはご理解いただければと思います。

会長
事務局
会長

市民後見人の方は意見を承る形で良いのでしょうか。

パブリックコメントの後、修正できるかどうか検討していきます。

これで3の報告事項は終わります。

4 協議事項（非公開）

(1) あきる野市における成年後見制度の利用に関する課題について

5 その他

事務局

長時間にわたり、貴重なご意見をありがとうございました。今回ご意見いただいた内容について、中核機関と協議し、今後の事業に活かして参りたいと思います。

今回の議事録要旨については、一度メールで皆様にご確認いただき、その後ホームページにて公開するという流れで進めてまいりますのでご承知おきください。

また、今回の会議の報酬については1月中旬に口座に振り込みをさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

今年度の利用促進協議会については、今回で終了といたします。また、委員の皆様は任期は来年度末、令和8年3月末までとなっておりますので、ご承知おきください。今後ともご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。渡辺会長におかれましては、スムーズな議事進行ありがとうございました。

それでは、最後に、秦副会長から閉会のご挨拶をお願いいたします。

副会長

皆さん大変お疲れ様でした。自分と同業ではない方々と意見交換をするのは、刺激的であり勉強になると思っております。皆さんで手を差し伸べて、落ちこぼれないようにするという意識が高くて、そのような意識が大事だなと感じています。違う職種の方々が集まって協議をする場はとても有益だと思いますので、次年度も活発な意見交換ができればと思います。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第3回あきる野市成年後見制度利用促進協議会を終了いたします。皆様ありがとうございました。